

ワクチン接種促進強化事業
業務委託企画提案募集要項

令和3年9月

山梨県産業労働部 産業振興課

1 業務委託の目的

最近の県内における新型コロナウイルスの感染状況をみると、若年層の感染者の割合が高い傾向にある。また、新型コロナウイルスの影響により観光客の減少により県内の消費が減少している。

本業務は、感染拡大を抑制するため、若年層に対するワクチン接種促進に向けた取り組みを行うことにより接種率の向上を図るとともに、県内経済の活性化を資することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務委託名称

ワクチン接種促進強化業務委託

(2) 業務内容

若年層のワクチン接種率の向上を図るため、11月末までにワクチンの2回接種を完了した者を対象に県産品等が当たるキャンペーンを実施する。

※ 若年層とは、県内に住民票がある18歳から39歳までの者（昭和56年4月2日～平成16年4月1日生まれの者）をいう。

※ 業務内容の詳細は、別紙「ワクチン接種促進強化事業業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金27,359,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

※上記上限額のうち税込15,000,000円以内で賞品を調達すること。

(5) 賞品の発送

賞品の発送は、準備ができ次第早急に発送すること。また、賞品の発送までに応募要件を満たしていることを確認すること。

3 スケジュール（予定）

ア) 募集開始	令和3年 9月21日（火）
イ) 企画提案への参加申込期限	令和3年 9月29日（水）午後5時
ウ) 質問書提出期限	令和3年 9月29日（水）午後5時
エ) 企画提案書提出期限	令和3年10月 6日（水）午後3時
オ) プレゼンテーション日程通知	令和3年10月 7日（木）
カ) プレゼンテーション審査	令和3年10月11日（月）

4 応募資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 応募手続等

(1) 事務局

山梨県産業労働部産業振興課(担当:篠原・阿部)

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電話番号 055-223-1537

FAX番号 055-223-1547

メール: sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案への参加申込

ア) 提出期限: 令和3年9月29日(水)午後5時(必着)

提出は、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ) 提出先: 事務局

- ウ) 提出方法：持参又は郵送とする。
- エ) 提出書類：企画提案参加表明書（様式（1））及び誓約書（様式（2））
- オ) その他：郵送により参加表明書及び誓約書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

（3）企画提案に係る質問

ア) 質問方法及び送付先

質問書（様式（3））に記載し、電子メールにて下記アドレスに送信すること。
また、件名を「ワクチン接種促進強化業務に係る質問」として送信すること。
事務局（産業振興課）宛て

メール：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

イ) 受付期限：令和3年9月29日（水）午後5時まで

ウ) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年10月1日（金）に参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

エ) その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や公平性を保てないと判断した質問などには回答をしないこともある。

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

ア) 企画提案書

- ・企画提案書は、別紙「ワクチン接種促進強化学業業務委託企画提案仕様書」の内容に沿って作成すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる内容については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ・独自性のある内容や仕様書に記載されていない有益な追加提案等がある場合は、わかりやすく記載すること。

イ) 添付書類

①提案者の概要がわかる書類（定款、寄付行為、パンフレット等）

②業務工程表（様式任意）

令和3年11月30日までに2回のワクチン接種を完了するためには、1回目の接種を11月上旬までに行わなければならないことを考慮し、特に宣伝・告知に関する業務に留意して工程を計画すること。

③業務の実施体制（様式任意）

ウ) 見積書

- ・「ワクチン接種促進強化業務委託企画提案仕様書」の内容に沿って作成すること。
- ・見積額には賞品購入費（県産品等、食事券）を含めること。
- ・見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること（人件費、印刷費、通信運搬費、役務費、消耗品費、旅費等）。
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を基準に契約の協議を行うので、企画提案書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

(2) 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出先：事務局

(4) 提出方法：持参又は郵便により、期限までに必着のこと。

郵送により企画提案書等を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

(5) 提案数：1者1案とする。

(6) 提出期限：令和3年10月6日（水）午後3時まで

※受付は、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時
（最終日のみ午後3時）

7 審査・結果通知等

(1) プレゼンテーション審査

期 日：令和3年10月11日（月）

場 所：別途連絡

時 間：別途連絡

その他：・プレゼンテーション15分、質疑応答10分、準備・入退出5分を予定

- ・プロジェクター及びスクリーンは県で用意するが、自前のプロジェクターの持ち込み可。なお、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、プレゼンテーションをオンラインで行う場合がある。その場合には別途通知する。

(2) 審査・結果通知

ア) 審査基準（別添「審査基準書」による）に基づき審査し、第1位の者を契

約締結候補者とする。最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

- イ) 審査結果は審査終了後、速やかに通知する。
- ウ) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ア) 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- イ) 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他不正行為があった場合

8 契約の締結

- ア) 第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。
ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- イ) 契約時の仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、決定する。
- ウ) 契約保証金は免除する。

9 その他

- ア) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- イ) 提出された書類等は返却しない。
- ウ) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- エ) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書(様式(4))を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。
- オ) 令和3年山梨県議会9月定例会において、令和3年度9月補正予算が否決された場合は、本委託業務は実施しない。